

路外駐車場管理規程

1. 駐車場の名称及び所在地

- (1) 名称 博多国際展示場&カンファレンスセンター駐車場
- (2) 所在地 福岡市博多区東光二丁目22番15号

2. 駐車場管理者

- (1) 所在地 福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
- (2) 名称 西日本鉄道株式会社
- (3) 電話 092(734)1482
- (4) 代表者 代表取締役社長執行役員 倉富 純男

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 利用（第7条―第13条）

第3章 駐車場料金及び算定等（第14条―第16条）

第4章 引取りのない車両の措置（第17条―第20条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第21条―第25条）

第6章 雑則（第26条―第28条）

第1章 総則

（通則）

第1条 頭書1記載の駐車場（以下、「駐車場」という。）の利用に関する事項は、本規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下、「利用者」という。）は、駐車場入口に掲示する本規程を承認し、利用者が駐車場の駐車券を受け取った時点をもって、駐車場管理者（以下、「管理者」という。）との間で本駐車場にかかる駐車場利用契約が成立し、本規程に従い駐車場を利用することを承認するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場は、24時間営業とする。

（利用時間）

第4条 駐車場の1回の利用は、駐車券を受け取った日から起算して48時間までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、管理者の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができ

る。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上、営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付物を含めて長さ5.0m、幅1.9m、高さ3.5m、重量3.3tを超えないもの、かつ最低地上高12cm以上のものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口ゲートにおいて駐車券の交付を受け、駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口ゲートにおいて駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 駐車場の管理上必要があるときは、管理者は、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 時速5km以下で徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車区画の枠線内に駐車すること。
- (2) 管理者にてカラーコーン及びテープ又はロープ等にて封鎖している駐車区画に許可なく進入若しくは入庫しないこと。
- (3) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用したりしないこと。
- (4) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみを破棄しないこと。
- (5) 他の利用者の駐車位置、守衛室、機械室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (6) 駐車場内において飲酒、賭け事、騒音を発する行為、洗車等をしないこと。

- (7) 駐車場内において宿泊しないこと。
- (8) 駐車場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたとき、又は事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (9) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (10) 駐車場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為及び他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。
- (11) 大音量のカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為はしないこと。
- (12) 前各号に掲げるものの他は、全て管理者又は係員の指示に従うこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚したりするおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載、又は取付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取付けているとき、又は液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定の駐車料金を納付しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生する恐れがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車場料金及び算定等

(駐車料金)

第14条 駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額 (上限額)
昼間時間 午前7時から午後7時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切上げる)につき金300円、最大で金2,000円
夜間時間 午後7時から翌日の午前7時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切上げる)につき金100円、最大で金700円

(駐車料金算出における駐車時間)

第15条 駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の昼間時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

第16条 利用者が所定の駐車料金を支払わない場合、または第4条に規定する期間を超過した後も出庫しない場合、所定の駐車料金の他に、その2倍相当額の割増金を収受する。

第4章 引取りのない車両の措置

第17条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第18条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第19条 管理者は、第17条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両をほかの場所に移動することができる。

(車両の処分)

第20条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取るこ

とができず、又は管理者の重大な過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告したうえで、公正な第三者を立合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動および処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第21条 管理者は、利用者へ駐車券を渡した時から同券を回収する時まで、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

第22条 管理者は、車両保管にあたり、第24条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

第23条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第24条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 不可抗力
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

- (6) 車内の金品、物品、設備等についての盗難
- (7) 管理者の責に帰することのできない事由による入出庫不能により、利用者が被った直接損害及びその他の派生損害、間接損害等
- (8) 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブル
(利用者の賠償責任)

第25条 利用者が本規程若しくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合、又は故意若しくは重大な過失により駐車場の設備又は機器を破損した場合は、以下の事項の他、これにより管理者が現実には被った通常かつ直接の損害（その結果、駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した合理的な営業利益を含む）に対し利用者は賠償するものとする。

- (1) 本規程に違反した場合、利用者（所有者及び同乗者を含む）は、実損諸経費（チェーン施錠、レッカー移動費用、車両調査費用、機器点検費用等）を管理者に支払わなければならない。
- (2) 利用者（所有者及び同乗者を含む）は、駐車場並びに駐車中の他の車両や利用者等に損害を与えたときは、直ちに当事者にその損害を賠償しなければならず、申告及び当該履行をしなかった場合は、管理者は所轄の警察署に届け出ることができるものとする。

第6章 雑則

(その他の重要事項)

第26条

- (1) 管理者は、車両に警告書等の文章を貼付ける場合がある。
- (2) 管理者は、防犯を目的とし、監視カメラにより駐車場内及びその周辺を撮影している場合があり、任意にこれを不正の取締りに使用し、又は捜査等の協力のために当局に提出する場合があることを、利用者は承諾するものとする。
- (3) 機器の故障による領収書の不発行については、場内掲示の緊急連絡先に連絡のうえ、後日郵送にて対応するものとする。
- (4) 精算の際に釣銭切れとなった場合、精算機から『預かり書』が発行される。『預かり書』が発行された場合、ないしは機器の故障による返金の場合は、場内掲示の緊急連絡先に連絡のうえ、後日現金書留等にて返金対応するものとする。なお、前記述以外での返金手続きは不可とする。

(本規程に定めのない事項)

第27条 本規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

第28条 本規程に関する一切の紛争は福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上